

鳥取県優良防犯施設認定制度の概要

優良防犯施設認定制度

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例に基づき、防犯のための措置が講じられていると認められる施設を「優良防犯施設」と認定することにより、防犯能力の高い施設の普及を促進し、県民が安心して暮らすことができる地域社会を目指します。

認定の対象となる施設

認定制度の対象となる施設は、学校（大学を除く）、専修学校、児童福祉施設、共同住宅、駐車場、駐輪場、深夜小売業店舗、銀行その他の金融機関及び貸金業者の店舗です。

認定の手続

施設設置者又は管理者からの申請により、職員が現地調査に赴き、認定基準をクリアしているか審査を行います。審査の結果、優良防犯施設に認定されれば、鳥取県知事の認定証及び認定プレートが交付されます。

申請にかかる費用は一切ありません！

認定によるメリット

認定プレートは、高い防犯能力を有する施設であることを証明しています。認定プレートを掲示していただくことで、犯罪者には警戒心を与え、施設利用者の安全性が高まります。防犯に強い事業者としての社会的信頼と業績を高めます。



**地域にアピール！
高い防犯性 安心安全な施設**



(※実際の認定プレートとは異なります)

優良防犯施設

鳥取県認定



◆詳しくは下記へお問合せください！

鳥取県 生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課

〒 680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話 0857 (26) 7183 フaxシミリ 0857 (26) 8171

電子メール kurashi@pref.tottori.lg.jp ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=87241>